

No. 983

企業
zoom up

蛭田昭史税理士事務所

社外取締役のつもりで企業の発展に貢献

蛭田代表
「おせつかい魂」がモットーです」と語る



税務調査が省略できる制度（書面添付制度という）をご存知だろうか。書面添付制度とは、税務申告書の作成に際して、一定の書面を添付した場合には、税務調査が省略されるという制度である。

税務調査を回避することができる唯一の方法なのである。一見どの企業も利用していそうなこの制度だが、今回紹介する蛭田昭史税理士事務所の代表蛭田氏は「制度としては平成14年にスタートしたものの、現在までの経営者の認知度は8%程度です」と言う。

税務調査と言われて、喜んで受ける会社は多くないだろう。時間と労力のみならず、企業活動の機会損失を招いてしまうことなど健全な営業活動をしていてもリスクとなり得る可能性がある。書面添付制度は企業にとって進んで利用すべき制度であるが、ここまで浸透していないのには理由がある。実は、税理士事務所側の、時間や労力がかかり煩雑といった事情から知らされていないという現実がある。

当事務所では、この書面添付制度をあえて事務所全体で推進し、差別化を図っている。その背景には、代表の“社長が経営に集中できる環境をつくること”が本来の税理士のあるべき姿と考えていることがある。ささやかな節税をするよりも効率的な経営を実現して体制の強化をした方が、何倍も効果があるとの代表の考え方だ。仕事への強い熱意をもつ蛭田代表。その思いは事務所内に伝わり、従業員一丸となって企業の支

援を行っている。

書面添付制度を利用するメリットは多い。経営効率の改善のみならず、なかでも、社内外からの風評被害を回避することができる。

しかし、書面添付制度を利用することで、必ず税務調査を省略できるわけではない。平成24年度時点の統計では、税務調査の省略率は56.0%と高くはないが、なんと当事務所ではこれまで担当した顧問先の税務調査省略率は100%だという。

当事務所では、書面添付制度の認知向上のため無料のセミナーを開催している。近時はこういった動きにより着実に顧問先を増やしている。

今後、税務調査は増加すると言われている。他人事ではなく、自社でも対象となる可能性もあるだろう。そんなとき、蛭田昭史税理士事務所は全力でサポートしてくれることだろう。

(取材・文／東京支社情報部 佐古 真昼)

会社概要

蛭田昭史税理士事務所

T D B 企業コード：657025285

東京都品川区西五反田7-22-17 T O Cビル11F

電話：03-3490-3277

代表：蛭田 昭史 氏

設立：2005年1月

事業内容：税理士事務所

年売上高：約2億3000万円（グループ企業含む）

従業員：19名

<https://www.hiruta-kaikei.com/>